

令和7年度 亀岡市家庭向け自立型再生可能エネルギー (FIT売電不可) 導入事業費補助金申請の手引き

1 交付申請書の提出期間

◆令和7年5月19日(月)から令和8年1月30日(金)まで

開庁日の8時30分から17時15分まで

※事業実施予定期間が1年以上かつ2年度にわたる場合は、事前に事業開始承認の申請が必要です。詳しくは、10開始の承認申請をご覧ください。

2 期間の要件

令和7年4月17日(木)以後に対象設備設置事業に着手し、事業を完了した後、令和7年1月30日(金)までに交付申請を行なうものが対象となります。

令和7年4月17日(木)より前に着手した事業や、着手から完了までが年度をまたぐ事業は補助対象となりません。例外として、事業実施予定期間が1年以上かつ2年度にわたる場合は、着手前に事業開始の承認を受けることにより、承認日の次の年度に交付申請を行うことができます。

※着手とは、補助対象設備の設置に関する契約、又は工事開始の早い方をいいます。

※完了とは、補助対象設備の設置に関する契約に基づく工事の完了、又は代金支払いの遅い方をいいます。

3 補助対象設備

- 1 太陽光発電システム
- 2 蓄電設備
- 3 高効率給湯機器
- 4 コージェネレーションシステム

対象設備の組合せパターン

	パターンA	パターンB	パターンC
①太陽光発電システム	○	○	○
②蓄電設備	○	○	○
③高効率給湯機器	—	○	—
④コージェネレーションシステム	—	—	○

※①と②の同時設置が必須です。③又は④のみで申請はできません。

4 申請方法

- 1 申請は事後申請制です。事業の完了後、必要書類を全て揃えて申請してください。
- 2 提出書類や記載内容に不備や不足がある場合は受付できませんので、不明な点がある場合は事前にお問い合わせください。
- 3 申請は窓口でのみ受け付けます。郵送等での受け付けは行いません。
- 4 申請は先着順に受け付け、予算の上限に達した時点で受付を終了します。

5 提出書類

以下の書類を提出してください。念のため訂正用の印鑑（朱肉のもの、認印可）をお持ちください。

- ・ 補助金交付申請書兼実績報告書（別記第1号様式）
- ・ 住民票の写し（コピー不可、3ヶ月以内のものを添付）
- ・ 市税を滞納していないことを証する書類（亀岡市の市税の完納証明書、コピー不可、3ヶ月以内のものを添付、税務課で取得可）
- ・ 太陽光発電設備及び蓄電設備の設置場所及び設置状況が確認できる写真
（太陽光発電設備そのものの写真、蓄電設備そのものの写真、家全体の写真）
- ・ 高効率給湯機器またはコージェネレーションシステムの設置状況が分かるもの
（高効率給湯機器そのものの写真、コージェネレーションシステムそのものの写真）
- ・ 太陽光発電設備の出力対比表
- ・ 領収金額の明細・内訳が分かる見積書の写し
- ・ 太陽光発電設備・蓄電設備（・高効率給湯機器またはコージェネレーションシステム）の設置に要した費用が確認できる領収書の写し
- ・ 事業期間の始期と終期が分かる売買契約書（工事請負契約書）の写し
（新築の場合は太陽光発電設備及び蓄電設備（・高効率給湯機器またはコージェネレーションシステム）の設置が分かる金額の内訳等を添付）
- ・ 仕様書又はカタログの写し
（支払いがローンの場合は、ローン契約書の写し）
- ・ 製品保証書の写し（中古品でないことが確認できる書類）
- ・ 施工業者からの建物引渡証（補助対象設備付き新築建売物件の場合）
- ・ 発電電力消費計画書及びその算定根拠となる資料
- ・ 自己チェックリスト兼誓約書
- ・ 電気事業者との電力受給契約（非FIT/非FIP）の内容が確認できる書類の写し
（①系統連系承諾書及び発電量調整供給契約申込書又は②電力受給契約確認書）
- ・ 温室効果ガス削減効果計算表（高効率給湯機器を申請する場合のみ）
- ・ 上記のほか、市長が必要と認める書類

6 補助対象者

- 1 市内の自らが居住する住宅（建築物の総床面積の2分の1以上が居住の用に供されている戸建の家屋であって、個人が所有するもの）に住宅用太陽光・蓄電設備を同時に設置した者
- 2 市税を滞納していない人
- 3 その他亀岡市家庭向け自立型再生可能エネルギー（FIT売電不可）導入事業費補助金交付要綱に記す要件を満たす人

7 補助金の額

いずれも、補助対象経費の2分の1、それぞれ千円未満切捨て

対象設備	補助金の額
1 太陽光発電設備	1 kWあたり2万円（上限8万円）
2 蓄電設備	1 kWhあたり3万4千円（上限20.4万円）
3 高効率給湯機器	補助対象経費の2分の1（上限30万円）
4 コージェネレーションシステム	補助対象経費の2分の1（上限80万円）

8 主な補助要件

この補助金は環境省の交付金を活用しているため、国・府の補助金交付要領に定められた補助要件を全て満たす必要があります。また、要件を確認するための提出書類が必要になります。

※詳しくは、環境省の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領 別紙2（重点対策加速化事業）をご覧ください。従来制度（家庭向け自立型再生可能エネルギー導入事業費補助金）とは、補助要件が異なります

【共通】

- 1 住宅用の太陽光発電設備（2 kW以上のもの）及び住宅用の蓄電設備（1 kWh以上、かつ据置型であるのもの）を同時に設置すること。
- 2 この住宅において、亀岡市家庭向け自立型再生可能エネルギー（FIT売電可）導入事業費補助金の交付を受けていないこと。
- 3 商用化された設備であること。
- 4 中古品ではないこと。
- 5 PPA又はリースにより導入される設備でないこと。

※各機器の法定耐用年数は以下とおりです。

太陽光発電設備：17年

蓄電設備：6年

高効率給湯機器：6年

コージェネレーションシステム（エネファーム）：6年

- 6 法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象設備により取得した温室効果ガス排出削減効果について、J-クレジット制度への登録を行わないこと。

- 7 設置される設備について、他の国庫補助金の交付を受けていないこと。

※直接の申請先が国でない場合でも、国費が充当された補助金の交付を受けている場合は併用できません。

8 令和7年4月17日以後に契約及び着工した事業であること。

【太陽光発電設備】

- 1 設置される設備が、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく固定価格買取制度（F I T）の認定、又はF I P制度の認定を取得しないものであること。
- 2 自己託送を行わないこと。
- 3 本事業により導入する太陽光発電システムで発電する電力量のうち、30%以上をこの設備を設置した住宅で自家消費すること。
- 4 建材一体型太陽光発電設備及びソーラーカーポートによる導入でないこと。
- 5 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること。
- 6 その他、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領 別紙2 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金交付対象事業となる事業（重点対策加速化事業）2. 交付対象事業の内容 ア屋根置きなど自家消費型の太陽光発電（ア）太陽光発電設備（自家消費型）に定められている交付要件を満たすこと。

【蓄電設備】

- 1 本補助金により導入する太陽光発電設備の付帯設備であること。
- 2 原則として太陽光発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備であること。
- 3 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。
- 4 家庭用蓄電池（4,800Ah・セル相当のkWh未満）について、価格が12.5万円/kWh（工事費込み・税抜き）以下となるよう努めること。
※12.5万円/kWhを超えるものについて補助対象となりますが、複数者から見積の取得や販売事業者に対して条件を満たす価格の蓄電システムの調達可否の確認を行う等、12.5万円/kWh以下の蓄電システムを導入するために努めることが分かる必要があります。
- 5 蓄電池部（初期実効容量1.0kWh以上）とパワーコンディショナー等の電力変換装置等から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。
※初期実効容量は、JEM規格で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用する。
※システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。
- 6 初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等の性能表示基準について、所定の表示がなされていること。
- 7 蓄電池部安全基準 J I S C 8 7 1 5 - 2 又は I E C 6 2 6 1 9 の規格を満足すること。
- 8 蓄電システム部安全基準 J I S C 4 4 1 2 の規格を満足すること。（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ）ただし、電気製品認証協議会が定める J I S C 4 4 1 2 適用の猶予期間中は、J I S C 4 4 1 2 - 1 若しくは J I S C 4 4 1 2 - 2 ※の規格も可とする。
※ J I S C 4 4 1 2 - 2 における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表第八」に準拠すること。

9 蓄電容量 10 kWh 未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ）

※第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつ、IECEE-CB制度に基づく国内認証機関（NCB）であること。

10 保証期間について、メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が10年以上の蓄電システムであること。

11 その他、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領 別紙2 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金交付対象事業となる事業（重点対策加速化事業）2. 交付対象事業の内容ア屋根置きなど自家消費型の太陽光発電（イ）蓄電池に定められている交付要件を満たすこと。

【高効率給湯機器】

- 1 太陽光発電設備及び蓄電設備と同時に導入されるものであること
- 2 従来の給湯機器等に対して30%以上省CO2効果が得られるものであること

※従来の給湯機器を設定することが難しい場合は、別途定める標準な機器との比較が可能です。詳細については、温室効果ガス削減効果比較表をご確認ください。

【コージェネレーションシステム】

- 1 太陽光発電および蓄電池設備と同時に導入されるものであること
- 2 都市ガス、天然ガス、LPG、バイオガス等を燃料とし、エンジン、タービン等により発電するとともに、熱交換を行う機能を有する熱電併給型動力発生装置又は燃料電池であること

※詳細は「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和7年3月10日環地域事発第2503102号改正）別紙2」を参照ください。

9 補助対象経費

補助対象設備は、事業（設備の設置）を行うために必要な経費で、この事業により導入又は実施されたことを証明できるものに限り、ます。

区分	費目	細分	内容
工事費	本工事費 (直接工事費)	材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。
		労働費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を参考として、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用

		をいう。 ①特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用） ②水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料） ③機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。）） ④負担金（事業を行うために必要な経費を契約、協定等に基づき負担する経費、系統を用いて供給する事業の場合は送配電事業者の有する系統への電源線、遮断機、計量器、系統設備に対する工事費負担金（1.35万円/kWを上限とする。））
本工事費 (間接工事費)	共通仮設費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、次の費用をいう。 ①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 ②準備、後片付け整地等に要する費用 ③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 ④技術管理に要する費用 ⑤交通の管理、安全施設に要する費用
	現場管理費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいう。
	一般管理費	事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいう。
付帯工事費	本工事費に付随する直接必要な工事（補助要件に定める削平に係る工事を含む。）に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。	
機械器具費	事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、酌量、運搬、据え付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。	
測量及び試験費	事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。	
設備費	設備費	事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。

※詳しくは、環境省の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領 別表第1（交付対象事業費：設備整備事業）をご覧ください。

補助対象外

- ・ 公租公課（消費税等）、官公署に支払う手数料等（印紙代等）、振込手数料等
- ・ 過剰な設備、予備用の設備、本事業以外において使用することを目的としたもの
- ・ 既存設備の撤去、移設及び処分のために要した費用
- ・ 土地・建物の取得、賃貸、管理等に要する費用
- ・ 本事業と直接関係のない工事に要した費用
- ・ 設備導入後に稼働させるための燃料費、その他のランニング費用
- ・ 経理処理上、補助金とすることが適さないもの

<具体例>

- ・ 契約書（発注書、請書を含む）、納品書、請求書、振込依頼書、領収書その他証拠帳票類が不備の場合
- ・ 補助対象経費以外の経費と混同して支払が行われており、補助対象経費との支払の区別が困難な場合

10 事業開始の承認申請

- 1 住宅の新增築工事と補助対象設備の設置工事を一体として契約する場合であって、事業実施予定期間が1年以上かつ2年度にわたるときは、事前に事業開始の承認申請を行ってください。
- 2 承認の通知を受けた後、事業に着手してください。
- 3 承認を受けた内容に変更が生じた場合は、事業変更承認申請書を提出してください。
- 4 承認日と同じ年度内に事業を完了した場合は、承認を取消します。（補助対象外）
- 5 承認日の翌年度の4月1日から市長が別に定める日までの期間は、補助対象設備の設置工事を実施することができません
- 6 承認日の翌年度の市長が別に定める期日内に必ず交付申請を行ってください。
- 7 事業開始承認を受けた後、翌年度に交付申請が行われた場合は補助金を交付する予定です。しかし、翌年度の国、府、市の予算措置が前提となりますので、事業開始承認を以って補助金の交付を確約するものではないことをご了承ください。

◆提出期間：令和7年5月19日（月）から令和8年1月16（金）まで
開庁日の8時30分から17時15分まで

11 お問い合わせ・申請先

■亀岡市環境政策課（市役所一階8番窓口）

TEL 0771-25-5023

〒621-8501 亀岡市安町野々神8番地